第６号様式（第１６条第１項又は第２項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 許可申請事項変更届　　年　　月　　日　越谷市長　宛住所　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名　　　　　年　　月　　日指令廃第　　　　号で許可を受けた一般廃棄物処理業について、次のとおり変更したので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第１６条の規定により届け出ます。 | 　 |
| 変更内容 | 変更事項 | 　　 |
| 変更前 | 　　 |
| 変更後 | 　　 |
| 変更年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 変更理由 |  |
| 添付書類　１　許可証　２　変更に関する書類 |

**申立書**

私（法人であるときは､その業務を行う役員を含む）、政令第４条の７に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルのいずれにも該当しないことを申し立てます。

 　　年月日

　越谷市長　宛

 住　所

 氏　名

 電 話

 （法人にあっては､事務所の所在地､名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

**別紙３**

【**役員等名簿】**

年月日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名等 | （ふりがな）氏名 | 本籍 | 生年月日 | 資格の種類 |
| 住所 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

* 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、令第４条の７に規定する使用人、法定代理人（申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合、法定代理人が法人である場合においてはその役員を含む）を記載してください。
* 役員等の履歴書（任意様式）を添付してください。
* 業務に関連する資格のある者については、資格証の写しを添付してください。

**別紙５**

**【車両一覧表】**

　　　　年月日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 車名 | 架装機種又は形状 | 使用区分 | 登録年月日 | 登録番号 | 積載量 | 任意保険加入明細 |
| し尿 | 浄化 | ごみ | 対人賠償額 | 対物賠償額 | 保険会社名 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  | kg | 円 | 円 |  |

※　使用区分の欄は、該当するものに○印を記入してください。

※　車両は、主に越谷市内の業務に使用する車両を記入してください。

※　車検証の写し及び任意保険証の写しを添付してください。

**別紙６**

**【車両写真】**

 　 登録番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  正　面全体を写すことナンバープレートが確認できることカラーのこと |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  真　横 全体を写すこと車両の表示が確認できることカラーのこと |  |

**別紙７**

**【車両保管場所の見取図及び写真】**

|  |
| --- |
| （見取図）※　案内図及び配置図を記載してください。(別添可) |
| （写真）全体を写すことカラーのこと |
|  車両保管場所の所在地 |  |

**別紙８**

**【洗車場所】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自社内で洗車している場合（見取図）※　案内図及び配置図を記載してください。（別添可）※　配置図には洗車設備等の位置を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 洗車場所の所在地 |  |

 |
| 自社以外の場所（ガソリンスタンド等）で洗車している場合（洗車場所一覧）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 洗車場所の名称 | 洗車場所の所在地 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

　※　洗車場所を使用できることがわかる書類（承諾書、洗車時の写真など）を添付してください。 |

**別紙９**

**【特定家庭用機器再商品化法対象機器の一時保管場所の見取図及び写真】**

|  |
| --- |
| （見取図）※　案内図及び配置図を記載してください。(別添可) |
| （写真）全体を写すことカラーのこと |
| 所在地 |  |